

農事組合法人の所得金額計算書(所得配分方式)
記載の手引

＝ 所得金額計算書の用途等 ＝

この所得金額計算書は、地方税法第72条の4第3項の規定の適用を受ける農事組合法人が確定申告書又は修正申告書を提出する際に、法人事業税の課税標準となる所得を所得配分方式(※)で計算する場合に作成し、地方税法施行規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」(以下「省令第6号様式別表5」という。)の明細書として、併せて提出してください。

なお、所得がマイナスの場合でも、翌年度以降に繰り越す欠損金額を算定するために作成し、提出してください。ただし、次の場合は提出する必要はありません。

- 主たる事務所・事業所が北海道以外にある場合
- 別紙判定票による[D判定結果]が「イ」でかつC(その他の収入)がない場合
- 別紙判定票による[D判定結果]が「ハ」の場合

※ 所得配分方式とは、農業等に係る所得を「非課税となる収入」と「課税となる収入」で按分して、課税標準となる所得を算定する方法です。

◀ 記載順による記載方法 ▶

農業等に係る所得金額の算定

総所得	土地譲渡益等(建物は除外)	農業等に係る所得
① 円	② 円	③ (①-②) 円

- ① 「総所得」は、省令第6号様式別表5の「再仮計」の金額を記載してください。
当該金額が欠損の場合は、金額に△印を付してください。
- ② 「土地譲渡益等」は、総所得金額の計算上、益金又は損金として計上した土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び貸借権を含む。)の譲渡損益がある場合、当該金額を記載してください。
- ③ 「農業等に係る所得」は、①-②の額を記載してください。

農業等の収入金額の明細書(中略)

		円			円
非課税と なる 収入	米作農業収入		課 税 と な る 収 入		
	米作以外の穀作農業収入				
	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)収入				
	果樹作農業収入				
	花き作農業収入				
			小計(イ)		
			農業等の収入金額 (ア)+(イ) 合計(ウ)		
	小計(上記⑤欄へ)(ア)				

- ア [非課税となる収入]
別紙判定票により非課税となった収入金額の内訳と小計を記載してください。
ただし、「農業等の収入金額に含めない収入金額の明細書」のA～Fに該当する収入を除きます。
- イ [課税となる収入]
別紙判定票により課税となった収入金額の内訳と小計を記載してください。
ただし、「農業等の収入金額に含めない収入金額の明細書」のA～Fに該当する収入を除きます。
- ウ [農業等の収入金額]
(ア)+(イ)の額を記載してください。

農業等の収入金額に含めない収入金額の明細書

A	②に係る額	円	D	保険金（農産物の減収補填を目的として支払いを受ける農業共済金を除く。満期・解約返戻金は課税へ）	円
B	福利厚生に係る従業員の社宅・寮・駐車場等の使用料収入（組合員分は課税へ）		E	各種引当金・準備金戻入額	
C	[非課税となる収入]以外の特定の補助金、助成金（国庫補助金等による圧縮記帳相当額。限度額超は課税へ）		F	還付金等（還付加算金は課税へ）	
			合計（エ）		

「農業等の収入金額に含めない収入金額の明細書」のA～Fの収入は、農業等に係る各所得金額の算定上、按分計算に含めない収入として取り扱うことから次の金額を記載してください。

A 「②に係る額」は、②の土地譲渡益等の額を転記してください。

B 「福利厚生に係る従業員の社宅・寮・駐車場等の使用料収入」は、従業員から経費の一部又は全部に相当する分として徴収している社宅、寮、駐車場等の使用料及び食事代金等の収入金額を記載してください。

ただし、従業員から徴収する収入金額が経費相当分（実費）を超えている場合、その超えた部分の金額は、課税となる収入に含めて算定してください。

また、組合員から徴収する場合の収入金額も課税となる収入に含めて算定してください。

C 「[非課税となる収入]以外の特定の補助金、助成金」は、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等、法人税法の規定により圧縮した金額に相当する収入金額を記載してください。

ただし、圧縮限度額を超えている場合、その超えた部分の金額は、課税となる収入に含めて算定してください。

D 「保険金」は、保険事故を起因として受け取る保険金差益（農産物の減収補填を目的として支払いを受ける農業共済金を除く。）を記載してください。

ただし、満期及び解約に係る収入金額は、課税となる収入に含めて算定してください。

E 「各種引当金・準備金戻入額」は、益金として計上した各種引当金及び準備金の戻入額を記載してください。

F 「還付金等」は、国税又は地方税に係る還付金等又は充当金の額を記載してください。

ただし、還付加算金は返還額に該当しないため含まれません。

また、債務免除益は（ ）を付して、この欄に記載してください。

農業等に係る所得金額の算定

総所得	円	②	土地譲渡益等（建物は除外）	円	③	(①-②)	農業等に係る所得	円
①								

農業等に係る各所得金額の算定

区分	総額	非課税	課税	備考
収入金額（売上高）	④ ((ウ)の額) 円	⑤ ((ア)の額) 円	⑥ (④-⑤) 円	※ ⑦の数値は小数点以下第5位を切り上げ、第4位までを記載してください。 ※ ⑨の額の円未満の端数は、⑨が正の数の場合は切り捨て、負の数の場合は切り上げてください。
按分率	1.0000	⑦ (⑤÷④)		
所得金額の算定	⑧ (③の額) 円	⑨ (⑧×⑦) 円	⑩ (⑧-⑨) 円	

省令第6号様式別表5「非課税等所得」の「農事組合法人の農業に係る所得」へ

④は、「農業等の収入金額の明細書」の「農業等の収入金額」合計(ウ)の額を転記してください。

⑤は、「農業等の収入金額の明細書」の「非課税となる収入」小計(ア)の額を転記してください。

⑥は、④-⑤の額を記載してください。

⑦は、⑤を④で除した数値で、小数点以下第5位を切り上げ、第4位までを記載してください。

ただし、第5位が0の場合は切り上げできません。(例1:0.987213 → 0.9873、例2:0.956409 → 0.9564)

⑧は、③の額を転記してください。

⑨は、⑧の額に⑦の按分率を乗じた額で、円未満の端数は、正の数場合は切り捨て、負の数場合は切り上げてください。算出された非課税所得を省令第6号様式別表5「非課税等所得」の「農事組合法人の農業に係る所得」へ転記してください。

⑩は、⑧-⑨の額を記載してください。